

平成30年7月17日
個人情報保護委員会

個人情報保護法第24条に基づくEUの指定について

個人情報保護委員会は、一昨年来、日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組み構築を視野に、欧州委員会と累次の対話を重ねてきている。こうした中、本年5月31日に、熊澤個人情報保護委員会委員とヨウロバー欧州委員とで会談を実施し、それぞれの制度に基づき、互いに個人情報保護が十分な国・地域として認め合うことについて合意し、精力的に対話を進めて相互理解を深めてきた。

本日、当委員会事務局から、個人情報保護法第24条に基づくEUの指定に向けて、個人情報保護委員会規則第11条第1項各号に規定する外国指定に係る判断基準に基づくEUの確認の状況についての報告があった。当委員会は、この報告を受け、現時点においてEUが同判断基準を満たすことについて確認したため、一般データ保護規則に基づく欧州委員会による日本への十分性認定の発効に併せて、個人情報保護法第24条に基づいてEUを指定する方向で、当該指定のための手続を進めることとする。

(以 上)